

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善隣会（以下「当法人」という。）定款第10条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(会長の報酬)

第3条 会長の報酬は無報酬とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与規程第17条別表5号の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(当法人の職員給与等との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替え金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は、解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数基礎として日割りによって計算する。

4 本条2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、つぎのとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成16年4月1日公布の役員等報酬規程（従前の役員等報酬規程）は、廃止する。

別表1 常勤役員等の報酬

| 役 職 名 | 報 酬 の 額 |
|-------|----------|
| 理 事 長 | 400,000円 |

別表2 常勤役員等の賞与

| | |
|--------|-----------|
| 6月の賞与 | 報酬月額×1か月分 |
| 12月の賞与 | 報酬月額×2か月分 |

別表3 常勤役員等の退職金算定式

| |
|--------------|
| 最終報酬×在任年数×係数 |
|--------------|

※上記在任年数は1か年とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1月に切り上げる。

別表4 非常勤役員等の報酬

(1) 理事長

| 勤 務 別 | 報 酬 の 額 |
|-----------|----------|
| 週 3 日 勤 務 | 350,000円 |
| 週 2 日 勤 務 | 200,000円 |

(2) 評議員

| 項 目 | 日 額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

(3) 理事

| 項 目 | 日 額 |
|---------------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

(4) 監事

| 項 目 | 日 額 |
|---------------------|---------|
| 監事監査等への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |